

2014年10月29日

大阪府知事
松井 一郎 様

大阪府公務公共職員労働
執行委員長 竹中



要 求 書

大阪府では、多くの非正規職員が働いています。非正規職員も組織の一員であり、その労働条件は、府民サービスにも大きく影響します。

しかし、非正規職員の賃金水準をはじめ、休暇制度や健康管理などは、府職員に比べ劣悪であり、公務サービスを担うにふさわしいものになっていません。

非正規職員がやりがいを持って仕事ができるよう以下の要求に対し、誠意をもって回答されるよう求めます。

1. 労資慣行を遵守すること。労働組合に加入している（しようとしている）ことを理由に、労働条件など不利益な取り扱いを行わないこと。
2. 賃金等に関する以下の要求を実現すること。
 - (1) 賃金は、月額制とし、基本賃金を「月額170,000円以上」にすること。あわせて、経験年数加算制を設けること。当面、大阪府関係職場で働くすべての労働者の基本賃金を「時給1,000円以上」「日額8,000円以上」にすること。
 - (2) 非常勤職員に対して一時金をはじめとする諸手当を支給すること。
 - (3) 時給の引き上げがあった場合は、月額賃金の引き上げとなるよう措置すること。
 - (4) 交通費は、実費全額を保障すること。
3. 労働条件等に関する以下の要求を実現すること。
 - (1) 府民サービス低下につながる3年雇い止めは撤回し、期限の定めのない一般職短時間公務員制度を創設するなど、労働条件の改善を図ること。
 - (2) 雇用の安定化を図るため、労働条件などの変更については十分協議すること。

4. 休暇制度の新設・改善に関する以下の要求を実現すること。

- (1) すべての非常勤職員に夏季特別休暇を付与すること。また、子どもの看護休暇、介護休暇、生理休暇などの無給の休暇を有給とし、正規職員との均等待遇を実現すること。
- (2) 育児・部分休業については、取得可能期間を就学前まで引き上げること。また、有給とすること。
- (3) 休暇の取得を契約の更新に影響させないように周知するなど、非正規職員が安心して休暇の取れる労働条件にすること。

5. いのちと健康に関する以下の要求を実現すること。

- (1) 非常勤職員に「パワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」を啓発し、ハラスメントを防止し、労働安全衛生法などに規定されている最低基準を上回る職場環境改善を図ること。
- (2) 一般職員と同様に胃・大腸検診等を受診科目とすること。

6. 業務に必要な被服等について、希望を確認し正規職員と同等に貸与すること。

《要望事項》

非正規職員の労働条件に大きく影響することから以下の要望項目についても誠意ある対応を求めます。

1. 実質的に恒常的な業務を担っている非常勤職員を、計画的に正規雇用に切り替えること。
2. 「臨時的任用職員及び非常勤職員（厚生年金保険及び健康保険加入者に限る）に係る厚生年金保険及び健康保険の加入継続扱い」については、どの事業所であっても適用されるよう関係機関に働きかけること。
3. 非常勤特別・若特嘱託員の「業務見直し」「再雇用希望調査」等については、当該職員の意見も十分に聞くこと。
4. 休暇制度等について、非正規職員に周知徹底すること。年休取得などの権利行使が契約更新に影響することがないように各職場に周知すること。
5. 大阪府からの委託業務等で働く労働者に生活できる適正な賃金・労働条件を確保するため公契約条例を早期に制定すること。